③　知的財産権制度に関する普及

29年度予算：0.6億円

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会を開催する。

Ⅳ．都道府県等の事業

１．事業の実施体制

都道府県及び政令指定都市においては、国との連携、役割分担の下で積極的に事業の実施に努め、「分野横断型」の支援機関のうち主に中小企業支援センターや商工会・商工会議所、「分野専攻型」の各支援機関等と連携している。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努める。

また、各都道府県間及び国との意見交換会等を通じ、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援のあり方について不断の見直しを行うことで、ＰＤＣＡサイクルを構築する。

⑴　中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①　都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

②　経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

③　事業承継支援事業

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における「事業承継支援ネットワーク」を積極的に構築し、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。

また、事業承継税制の周知・活用促進を行う。

④　創業支援事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した潜在的創業者の掘り起こしや創業希望者への一体的な支援を行う。

また、エンジェル税制の周知・活用促進を行う。

⑤　経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する。

⑥　中小小売商業の振興支援

㋐　商店街振興事業

基礎自治体と一体となって、今後のまちづくりと商機能の在り方を検討する。また、好事例の収集や広報に努める。

㋑　商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会における各商店街振興組合等に対する指導等を支援する。

㋒　その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

⑦　経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

⑵　中小企業の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①　公設試験研究機関

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援。

⑶　中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①　中小企業・小規模事業者の人材育成支援

県内中小企業が、従業者に対して研修を受講させる場合に、研修費用の一部を助成する制度。

②　中小企業・小規模事業者の人材確保支援

「人手不足対応ガイドライン」についてのイベント・セミナーを開催し、ガイドラインの普及・啓発を図る。

⑷　中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①　中小企業・小規模事業者支援機関の人材確保支援

㋐　支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

㋑　その他中小企業・小規模事業者支援機関の人材確保に係る事業。

⑸　前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①　中小企業等経営強化法関連事業

平成28年７月１日に施行された中小企業等経営強化法の周知を行い中小企業・小規模事業者の経営力向上を推進するための計画策定を進める。

Ⅴ．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

１．事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年２月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、お客様重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な中小企業・小規模事業者支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

２．事業の概要

中小機構が行う平成29年度の各支援事業は、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

⑴　中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

①　地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J－Net21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。

また、施策浸透フォーラム等の開催等を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。